

こまち農業協同組合 居宅介護支援事業 (重要事項説明書)

令和 年 月 日 現在

あなた（以下「利用者」といいます。）に対するサービスの提供開始にあたり、こまち農業協同組合（以下「事業者」といいます。）が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	こまち農業協同組合
主たる事務所の所在地	〒012 - 0825 秋田県湯沢市北荒町5番8号
代表者	代表理事組合長 遠田 武
設立年月日	平成10年 6月 1日
電話番号	0183 - 78 - 2211

2. 利用事業所の概要

事業所の名称	JAこまち指定居宅介護支援事業所
サービスの種類	居宅介護支援
事業所の所在地	〒012-0015 秋田県湯沢市倉内字三ツ屋6番1
電話番号	0183 - 78 - 2040
ファックス	0183 - 78 - 2030
指定年月日	平成16年 7月 1日
事業所番号	0 5 7 0 7 1 0 0 2 0
管理者氏名	今野 博美
事業の実施地域	湯沢市・羽後町・東成瀬村

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的 (居宅介護支援とは)	利用者が要介護状態となった場合において、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者の心身の状況や生活環境、本人・家族の選択・希望等に基づいてケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう事業者等との連絡・調整などの援助を行います。
運営の方針	1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立にサービスを行います。 2) 市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び他の居宅サービス事業者その他保健・医療機関との連携に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- | |
|-------------------------------|
| ① 介護サービス等に関する相談・説明 |
| ② ケアプランの作成およびサービス提供事業者との連絡・調整 |
| ③ サービスの実施状況の把握およびケアプランの評価 |
| ④ 介護保険に関する給付管理・要介護認定等の申請代行他 |

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 (8月13日から8月15日、12月31日から1月3日は休業といたします。) 営業日及び営業時間外に利用者から要望のあった場合は、可能な限り対応させていただきます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
連絡体制	緊急の場合に備え、電話等で24時間連絡可能な体制をとっております。

6. 職員体制

職 種	職員数	
管理者	1名 (常勤兼務)	主任介護支援専門員
介護支援専門員	4名 (常勤3) ※ 管理者を含む	うち主任介護支援専門員 3名

7. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

- | |
|------------------------------|
| ① 居宅サービス計画書作成依頼の受理 |
| ② アセスメントの実施 (ニーズ把握、希望の確認) |
| ③ 居宅サービス計画書の作成 (要介護者・ご家族の同意) |
| ④ 居宅サービスの実施 |
| ⑤ モニタリング (提供サービスの総合的な評価) |

8. 利用料等

(1) 利用料金について

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。なお要介護1～2は1086単位/月、要介護3～5は1411単位/月の料金となっています。(その他各加算あり) 当事業所は特定事業所加算Ⅱ(月421単位/件)を算定しております。

ただし、保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合、介護報酬に基づいた規定の料金をいただきます。その場合は、事業所が発行する証明書をもって、市町村の窓口に提出いただきますと、全額払戻を受けることができます。

(2) サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施地域外の場合は、交通費として、次の金額を徴収する場合があります。(1 km当り 20 円)

9. キャンセル等

①利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、契約のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合、事前に次の連絡先までご連絡ください。

(連絡先 (電話) : 0183 - 78 - 2040)

②居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡下さい。

③利用者は、1週間以上の予告期間があれば、約款第 11 条により契約全体を解約することもできます。

④サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は発生しません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	医師名	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等2か所)	氏名	
	利用者との続柄	
	電話番号	

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 損害賠償責任保険への加入

事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	共栄火災海上保険株式会社
---------	--------------

13. 秘密保持

事業所はサービスを提供する上で知り得た利用者とその家族に関する秘密・情報については、正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

14. 虐待防止への取り組み

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 身体拘束・虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 成年後見制度利用の支援
- (4) 虐待防止研修の実施
- (5) 保険者への通報（介護者等（職員・家族等）による虐待と思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通知）
- (6) 専任担当者の配置（担当者 今野博美）

15. ハラスメントの防止

(1) ハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
(2) 利用者およびその家族はサービス利用にあたり、介護支援専門員その他従業者に対する次の行為を禁止します。

- ① 身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ② 精神的暴力（人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ セクシャルハラスメント（性的誘い、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為等）
- (3) 専任担当者の配置（担当者 佐藤隆志）

16. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、居宅介護支援の提供の継続および非常時に早期の業務再開を図るための措置を講じます。

- (1) 業務改善計画（BCP）の策定
- (2) BCP（感染症対策・防災を含む）委員会の設置
- (3) 感染症や災害の発生またはそのまん延を防止するための研修および訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置（担当者 佐藤隆志）

17. 苦情相談窓口

(1) 事業所のサービス提供に関する苦情や相談は、当事業所でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0183 - 78 - 2040
	相談場所	JAこまち指定居宅介護支援事業所
	担当者	今野博美 藤原也寸子 佐藤理映子 山田久美子

(2) 苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

	公的機関名	電話番号
苦情受付機関	秋田県健康福祉部長寿社会課介護保険班	018 - 860 - 1363
	秋田県運営適正化委員会	018 - 864 - 2726
	湯沢市福祉保健部長寿福祉課介護保険班	0183 - 73 - 2111
	羽後町福祉保健課	0183 - 62 - 2111
	東成瀬村民生課福祉健康班	0182 - 47 - 3403
	秋田県国民健康保険団体連合会	018 - 883 - 1550

令和 年 月 日

JA こまち指定居宅介護支援事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地 秋田県湯沢市倉内字三ツ屋 6 番 1
事業者名 JA こまち指定居宅介護支援事業所
管理者 今野 博美
説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者住所

住所 _____

氏名 _____

署名代行者（又は法定代理人）

住所 _____

本人との続柄 _____

氏名 _____